

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和7年5月 1日

堺市議会議長

様

議員氏名 三宅 達也

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和6年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他	0	自己資金
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	273,151	273,151	
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	54,000	54,000	
広 報 ・ 広 聴 費	398,178	398,178	
人 件 費	1,092,000	1,092,000	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,350,882	1,350,882	
支 出 合 計	3,168,211	3,168,211	

令和 6 年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 三 宅 達 也

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[調査研究費]	4/1～3/31	堺市政、府市連携、泉北ニュータウンの街づくりに関する調査研究のため、大阪府内各所、市内各所を訪れた。 また東京ビックサイトで開催された下水道展及び千葉県横芝光町での自動運転事業を調査視察、熊本県災害対策センター及び人吉市水害対策事業を調査視察、高知市オーテピア図書館及び高知県教育センター遠隔授業及び松山市役所自動運転事業の調査視察等各所の訪問、ヒアリングをおこなった。
[資料購入費]	4/1～3/31	市政全般に関する調査研究を行うため日刊の新聞を 1 社購入。
[広報・広聴費]	4/1～3/31	市政への調査結果や議会の報告を行うため、市政レポートを令和 7 年 1 月に 7 0 0 0 部印刷し、駅頭や手配りを 3 0 0 0 枚実施し、あわせて約 5 3 0 0 枚を郵送にて配布した。
[人件費]	4/1～3/31	市政に関する調査研究および市政に関する陳情を受けるため事務員を雇用した。
[事務・事務所費]	4/1～3/31	市政に関する調査研究、陳情業務を行うため南区桃山台にて事務作業とその他業務を行った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/4/1	4-1		3,523	-3,523	事務所電気代3月分	⑨	
2024/4/2	4-2		7,352	-10,875	ガソリン代4月支払い分	①	
2024/4/2	4-3		3,633	-14,508	視察高速代 京丹後市（1/23～1/24）	①	
2024/4/2	4-4		14,700	-29,208	マイクロソフト	⑨	
2024/4/10		810,000		780,792	政務活動費4,5,6月分受入		
2024/4/10	4-5		2,091	778,701	事務所水道使用料4月支払い分	⑨	
2024/4/10	4-6		84,000	694,701	事務所家賃4月支払い分	⑨	
2024/4/10	4-7		2,430	692,271	携帯電話4月支払い分	⑨	
2024/4/10	4-8		2,060	690,211	視察高速代 明日香村（2/13）	①	
2024/4/19	4-9		11,550	678,661	事務所駐車場代5月分	⑨	
2024/4/20	4-10		91,000	587,661	事務員人件費3月分	⑧	
2024/4/25	4-11		4,400	583,261	読売新聞4月分	⑥	
2024/4/25	4-12		4,391	578,870	事務所電話代4月支払い分	⑨	
2024/4/26	4-13		3,796	575,074	事務所ネット接続代4月支払い分	⑨	
2024/4/30	4-14		3,516	571,558	事務所電気代4月分	⑨	
月 計		810,000	238,442	571,558			
累 計		810,000	238,442	571,558			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/5/2	5-1		10,417	561,141	ガソリン代5月支払い分	①	
2024/5/10	5-2		19,250	541,891	ホームページ保守料	⑦	
2024/5/10	5-3		84,000	457,891	事務所家賃5月支払い分	⑨	
2024/5/10	5-4		2,413	455,478	携帯電話5月支払い分	⑨	
2024/5/17	5-5		11,550	443,928	事務所駐車場代6月分	⑨	
2024/5/18	5-6		91,000	352,928	事務員人件費4月分	⑧	
2024/5/27	5-7		3,796	349,132	事務所ネット接続代5月支払い分	⑨	
2024/5/29	5-8		4,400	344,732	読売新聞5月分	⑥	
2024/5/31	5-9		3,733	340,999	事務所電気代5月分	⑨	
月 計		0	230,559	-230,559			
累 計		810,000	469,001	340,999			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/6/3	6-1		7,666	333,333	ガソリン代6月支払い分	①	
2024/6/3	6-2		1,500	331,833	視察交通費JR九州 みやぎきバス 熊本県庁及び人吉市 (5/1～5/2)	①	
2024/6/3	6-3		19,080	312,753	視察交通費JR西日本 熊本県庁及び人吉市 (5/1～5/2)	①	
2024/6/3	6-4		2,090	310,663	視察交通費JR西日本 高速バス 熊本県庁及び人吉市 (5/1～5/2)	①	
2024/6/3	6-5		19,440	291,223	視察交通費JR九州 熊本県庁及び人吉市 (5/1～5/2)	①	
2024/6/3	6-6		7,900	283,323	視察宿泊費 朝陽館 熊本県庁及び人吉市 (5/1～5/2)	①	
2024/6/3	6-7		2,400	280,923	視察駐車場料金 熊本県庁及び人吉市 (5/1～5/2)	①	
2024/6/8	6-8		84,000	196,923	事務所家賃6月支払い分	⑨	
2024/6/10	6-9		2,091	194,832	事務所水道使用料6月支払い分	⑨	
2024/6/10	6-10		2,419	192,413	携帯電話6月支払い分	⑨	
2024/6/19	6-11		11,550	180,863	事務所駐車場代7月分	⑨	
2024/6/20	6-12		91,000	89,863	事務員人件費5月分	⑧	
2024/6/25	6-13		5,015	84,848	事務所電話代6月支払い分	⑨	
2024/6/27	6-14		3,796	81,052	事務所ネット接続代6月支払い分	⑨	
2024/6/28	6-15		4,400	76,652	読売新聞6月分	⑥	
月 計		0	264,347	-264,347			
累 計		810,000	733,348	76,652			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/7/1	7-1		3,631	73,021	事務所電気代6月分	⑨	
2024/7/2	7-2		6,996	66,025	ガソリン代7月支払い分	①	
2024/7/10	7-3		84,000	-17,975	事務所家賃7月支払い分	⑨	
2024/7/10		810,000		792,025	政務活動費7.8.9月分受入		
2024/7/10	7-4		2,412	789,613	携帯電話7月支払い分	⑨	
2024/7/20	7-5		91,000	698,613	事務員人件費6月分	⑧	
2024/7/23	7-6		11,550	687,063	事務所駐車場代8月分	⑨	
2024/7/29	7-7		3,796	683,267	事務所ネット接続代7月支払い分	⑨	
2024/7/30	7-8		4,246	679,021	事務所電気代7月分	⑨	
2024/7/31	7-9		4,400	674,621	読売新聞7月分	⑥	
2024/7/31	7-10		390	674,231	7/31～8/1東京下水道展及び千葉県横芝光町 視察交通費 株式会社ゆりかもめ	①	
2024/7/31	7-11		990	673,241	7/31～8/1東京下水道展及び千葉県横芝光町 視察交通費 JR東日本 チャー ジ	①	
月 計		810,000	213,411	596,589			
累 計		1,620,000	946,759	673,241			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/8/1	8-1		700	672,541	7/31～8/1東京下水道展及び千葉県横芝光町 視察交通費（有）横芝タクシー	①	
2024/8/1	8-2		1,350	671,191	7/31～8/1東京下水道展及び千葉県横芝光町 視察交通費 南海バス	①	
2024/8/2	8-3		6,814	664,377	ガソリン代8月支払い分	①	
2024/8/2	8-4		25,980	638,397	7/8～7/9大分県日田市・大分市 視察交通費 ANA大阪(伊丹)→大分 往復	①	
2024/8/10	8-5		84,000	554,397	事務所家賃8月支払い分	⑨	
2024/8/13	8-6		2,158	552,239	事務所水道使用料8月支払い分	⑨	
2024/8/13	8-7		2,422	549,817	携帯電話8月支払い分	⑨	
2024/8/20	8-8		91,000	458,817	事務員人件費7月分	⑨	
2024/8/20	8-9		11,550	447,267	事務所駐車場代9月分	⑨	
2024/8/21	8-10		2,033	445,234	7/8～7/9大分県日田市・大分市 市政視察時謝礼品代	①	
2024/8/21	8-11		370	444,864	7/8～7/9大分県日田市・大分市 視察高速代 住之江～大阪空港出口	①	
2024/8/21	8-12		333	444,531	7/8～7/9大分県日田市・大分市 視察駐車場代 レンタカー駐車場代	①	
2024/8/21	8-13		1,290	443,241	7/8～7/9大分県日田市・大分市 視察駐車場代 大阪国際空港	①	
2024/8/21	8-14		370	442,871	7/8～7/9大分県日田市・大分市 視察高速代 大阪空港～住之江	①	
2024/8/26	8-15		4,457	438,414	事務所電話代8月支払い分	⑨	
2024/8/27	8-16		3,796	434,618	事務所ネット接続代8月支払い分	⑨	
2024/8/27	8-17		7,800	426,818	7/8～7/9大分県日田市・大分市 視察レンタカー代	①	
2024/8/27	8-18		823	425,995	7/8～7/9大分県日田市・大分市 視察高速代 日田～大分	①	
2024/8/27	8-19		756	425,239	7/8～7/9大分県日田市・大分市 視察高速代 速見～日田	①	
2024/8/27	8-20		1,504	423,735	7/8～7/9大分県日田市・大分市 視察ガソリン代	①	
2024/8/27	8-21		210	423,525	7/8～7/9大分県日田市・大分市 視察高速代 別府湾～速見	①	
2024/8/28	8-22		4,400	419,125	読売新聞8月分	⑥	
月 計		0	254,116	254,116			
累 計		1,620,000	1,200,875	419,125			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/9/2	9-1		6,746	412,379	事務所電気代8月分	⑨	
2024/9/2	9-2		10,656	401,723	ガソリン代9月支払い分	①	
2024/9/2	9-3		16,632	385,091	ADOBE Acrobat Pro	⑨	
2024/9/2	9-4		12,950	372,141	7/8～7/9大分県日田市・大分市 視察宿泊代JR九州ホテルブラッサム大分	①	
2024/9/2	9-5		15,509	356,632	7/31～8/1東京下水道展及び千葉県横芝光 町 視察交通費エアトリ東京(成田)→大 阪(関西)	①	
2024/9/2	9-6		14,720	341,912	7/31～8/1東京下水道展及び千葉県横芝光 町 視察交通費 新大阪→品川 JR東 海	①	
2024/9/2	9-7		1,020	340,892	7/31～8/1東京下水道展及び千葉県横芝光 町 視察交通費 東京→佐倉 JR東日本	①	
2024/9/2	9-8		7,700	333,192	7/31～8/1東京下水道展及び千葉県横芝光 町 視察宿泊代 佐倉第一ホテル	①	
2024/9/10	9-9		84,000	249,192	事務所家賃9月支払い分	⑨	
2024/9/10	9-10		3,364	245,828	携帯電話9月支払い分	⑨	
2024/9/21	9-11		91,000	154,828	事務員人件費8月分	⑧	
2024/9/25	9-12		11,550	143,278	事務所駐車場代10月分	⑨	
2024/9/25	9-13		4,400	138,878	読売新聞9月分	⑥	
2024/9/27	9-14		3,796	135,082	事務所ネット接続代9月支払い分	⑨	
月 計		0	284,043	-284,043			
累 計		1,620,000	1,484,918	135,082			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/10/2	10-1		5,468	129,614	ガソリン代10月支払い分	①	
2024/10/2	10-2		5,134	124,480	事務所電気代9月分	⑨	
2024/10/10		810,000		934,480	政務活動費10.11.12月分受入		
2024/10/10	10-3		84,000	850,480	事務所家賃10月支払い分	⑨	
2024/10/10	10-4		2,091	848,389	事務所水道使用料10月支払い分	⑨	
2024/10/10	10-5		2,532	845,857	携帯電話10月支払い分	⑨	
2024/10/19	10-6		91,000	754,857	事務員人件費9月分	⑧	
2024/10/23	10-7		11,550	743,307	事務所駐車場代11月分	⑨	
2024/10/25	10-8		5,007	738,300	事務所電話代10月支払い分	⑨	
2024/10/26	10-9		4,400	733,900	読売新聞10月分	⑥	
2024/10/28	10-10		3,796	730,104	事務所ネット接続代10月支払い分	⑨	
2024/10/30	10-11		4,292	725,812	事務所電気代10月分	⑨	
月 計		810,000	219,270	590,730			
果 計		2,430,000	1,704,188	725,812			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/11/5	11-1		10,488	715,324	ガソリン代11月支払い分	①	
2024/11/9	11-2		84,000	631,324	事務所家賃11月支払い分	⑨	
2024/11/11	11-3		2,484	628,840	携帯電話11月支払い分	⑨	
2024/11/20	11-4		91,000	537,840	事務員人件費10月分	⑧	
2024/11/20	11-5		11,550	526,290	事務所駐車場代12月分	⑨	
2024/11/27	11-6		3,796	522,494	事務所ネット接続代11月支払い分	⑨	
2024/11/29	11-7		4,400	518,094	読売新聞11月分	⑥	
月 計		0	207,718	-207,718			
累 計		2,430,000	1,911,906	518,094			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/12/2	12-1		10,366	507,728	ガソリン代12月支払い分	①	
2024/12/2	12-2		4,365	503,363	事務所電気代11月分	⑨	
2024/12/10	12-3		84,000	419,363	事務所家賃12月支払い分	⑨	
2024/12/10	12-4		2,158	417,205	事務所水道使用料12月支払い分	⑨	
2024/12/10	12-5		3,178	414,027	携帯電話12月支払い分	⑨	
2024/12/20	12-6		91,000	323,027	事務員人件費11月分	⑧	
2024/12/20	12-7		11,550	311,477	事務所駐車場代1月分	⑨	
2024/12/23	12-8		4,400	307,077	読売新聞12月分	⑥	
2024/12/25	12-9		4,991	302,086	事務所電話代12月支払い分	⑨	
2024/12/27	12-10		3,796	298,290	事務所ネット接続代12月支払い分	⑨	
2024/12/30	12-11		4,465	293,825	事務所電気代12月分	⑨	
月 計		0	224,269	-224,269			
累 計		2,430,000	2,136,175	293,825			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/1/6	1-1		10,045	283,780	ガソリン代1月支払い分	①	
2025/1/10		810,000		1,093,780	政務活動費1.2.3月分受入		
2025/1/10	1-2		84,000	1,009,780	事務所家賃1月支払い分	⑨	
2025/1/10	1-3		2,338	1,007,442	携帯電話1月支払い分	⑨	
2025/1/14	1-4		44,688	962,754	郵送代@110×198通、@96×355通	⑦	
2025/1/18	1-5		91,000	871,754	事務員人件費12月分	⑧	
2025/1/23	1-6		11,550	860,204	事務所駐車場代2月分	⑨	
2025/1/27	1-7		3,796	856,408	事務所ネット接続代1月支払い分	⑨	
2025/1/29	1-8		80,080	776,328	市政報告印刷代	⑦	
2025/1/29	1-9		39,600	736,728	封筒代	⑦	
2025/1/29	1-10		4,800	731,928	読売新聞1月分	⑥	
月 計		810,000	371,897	438,103			
累 計		3,240,000	2,508,072	731,928			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/2/3	2-1		7,370	724,558	ガソリン代2月支払い分	①	
2025/2/3	2-2		6,314	718,244	事務所電気代1月分	⑨	
2025/2/8	2-3		84,000	634,244	事務所家賃2月支払い分	⑨	
2025/2/10	2-4		2,158	632,086	事務所水道使用料2月支払い分	⑨	
2025/2/10	2-5		2,462	629,624	携帯電話2月支払い分	⑨	
2025/2/20	2-6		91,000	538,624	事務員人件費1月分	⑧	
2025/2/20	2-7		1,045	537,579	輪ゴム、セロテープ代	⑨	
2025/2/20	2-8		11,550	526,029	事務所駐車場代3月分	⑨	
2025/2/25	2-9		4,445	521,584	事務所電話代2月支払い分	⑨	
2025/2/26	2-10		4,800	516,784	読売新聞2月分	⑥	
2025/2/27	2-11		3,796	512,988	事務所ネット接続代2月支払い分	⑨	
月 計		0	218,940	-218,940			
累 計		3,240,000	2,727,012	512,988			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2025/3/3	3-1		5,037	507,951	ガソリン代3月支払い分	①	
2025/3/3	3-2		19,575	488,376	高知愛媛視察（2/4～2/6） 視察宿泊代JRクレメントイン高知	①	
2025/3/4	3-3		4,546	483,830	事務所電気代2月分	⑨	
2025/3/7	3-4		3,520	480,310	郵送代@110×40通	⑦	
2025/3/8	3-5		84,000	396,310	事務所家賃3月支払い分	⑨	
2025/3/10	3-6		2,335	393,975	携帯電話3月支払い分	⑨	
2025/3/13	3-7		211,040	182,935	メール便50×5276通	⑦	
2025/3/19	3-8		91,000	91,935	事務員人件費2月分	⑧	
2025/3/19	3-9		11,550	80,385	事務所駐車場代4月分	⑨	
2025/3/26	3-10		4,800	75,585	読売新聞3月分	⑥	
2025/3/27	3-11		3,796	71,789	事務所ネット接続代3月支払い分	⑨	
月 計		0	441,199	-441,199			
累 計		3,240,000	3,168,211	71,789			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	[REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 5 年 5 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	27.5 時間 / 週 （1 日 5.5 時間 × 5 日 / 週）		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	130,000 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	70 %	☒ 勤務実態をもとに算定 <u>（週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間） 19.25 時間</u> （週勤務時間数） 27.5 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☒ 生計を一にしない親族 ☐ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	平日のみ勤務（桃山台近隣センターの状況から土曜日出勤）を基本として、出勤日及び勤務時間帯は、必要に応じて合意の上で変更を行う。政務活動に限定して活動しているが、切り分けることが判別しにくい政務活動以外の活動（地域住民との会合、毎月 3 時間程度、後援会帳簿整理週 1 時間程度）と 8 時間以上行っていない状況に照らして念のため 70%の按分にて算定 また月間の労働時間が、時給換算して大阪府の最低賃金を下回るような事のないように休日にて調整する事とする。		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		生
現 住 所	大阪府堺市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和5年 5月 1日から 令和6年 3月 31日まで	
就業場所	堺市南区桃山台 3-1-2	
仕事内容	政務活動にかかる補助および関係書類の作成等	
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 30分から 午後 5時 00分まで (正午から午後1時までの1時間) 但し業務の都合上就業時間休憩時間を変更する場合がある。	
休 日	日曜日、月曜日、祝日 但し業務の都合上就業日を変更する場合がある。	
給与(賃金)	月額 130,000 円	
給与支払	月末締翌月 20 日支払い	
給与振込先	三井住友銀行	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
雇用者		令和5年5月 / 日
被雇用者		三宅達也

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	27.5 時間 / 週 (1 日 5.5 時間 × 5 日 / 週)		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	130,000 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td>按分</td> <td>70 %</td> <td colspan="/> ☒ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 19.25 時間</u> <u>(週勤務時間数) 27.5 時間</u> ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☒ 生計を一にしない親族 ☐ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	平日のみ勤務(桃山台近隣センターの状況から土曜日出勤)を基本として、出勤日及び勤務時間帯は、必要に応じて合意の上で変更を行う。政務活動に限定して活動しているが、切り分けることが判別しにくい政務活動以外の活動(地域住民との会合、毎月 3 時間程度、後援会帳簿整理週 1 時間程度)と 8 時間以上行っていない状況に照らして念のため 70%の按分にて算定 また月間の労働時間が、時給換算して大阪府の最低賃金を下回るような事のないように休日にて調整する事とする。		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ 生
現 住 所	大阪府堺市■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和6年 4月 1日から 令和7年 3月 31日まで	
就業場所	堺市南区桃山台 3-1-2	
仕事内容	政務活動にかかる補助および関係書類の作成等	
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 30分から 午後 5時 00分まで (正午から午後1時までの1時間) 但し業務の都合上就業時間休憩時間を変更する場合がある。	
休 日	日曜日、月曜日、祝日 但し業務の都合上就業日を変更する場合がある。	
給与(賃金)	月額 130,000 円	
給与支払	月末締翌月 20 日支払い	
給与振込先	三井住友銀行 ■■■■■■■■■■	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 令和6年4月 / 日 雇用者 三宅達也  被雇用者 		

出 勤 簿 (2024 年 3 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	11:00	17:30	05:30		
2	土	11:00	17:30	05:30		
3	日					
4	月					
5	火	11:00	17:30	05:30		
6	水	10:30	17:00	05:30		
7	木	10:30	17:00	05:30		
8	金	11:30	18:00	05:30		
9	土	11:00	17:30	05:30		
10	日					
11	月					
12	火	11:00	17:30	05:30		
13	水	11:00	17:30	05:30		
14	木	11:00	17:30	05:30		
15	金	10:30	17:00	05:30		
16	土	10:30	17:00	05:30		
17	日					
18	月					
19	火	11:00	17:30	05:30		
20	水	10:30	17:00	05:30		
21	木	10:30	17:00	05:30		
22	金	10:30	17:00	05:30		
23	土	10:30	17:00	05:30		
24	日					
25	月					
26	火	10:30	17:00	05:30		
27	水	11:00	17:30	05:30		
28	木	11:00	17:30	05:30		
29	金	11:00	17:30	05:30		
30	土	11:00	17:30	05:30		
31	日					
合 計				121:00	0:00	
出勤日数				22日		



氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火	10:30	17:00	05:30		
3	水	11:00	17:30	05:30		
4	木	11:00	17:30	05:30		
5	金	11:00	17:30	05:30		
6	土	11:00	17:30	05:30		
7	日					
8	月					
9	火	11:00	17:30	05:30		
10	水	10:30	17:00	05:30		
11	木	10:30	17:00	05:30		
12	金	11:00	17:30	05:30		
13	土	11:30	18:00	05:30		
14	日					
15	月					
16	火	11:30	18:00	05:30		
17	水	11:00	17:30	05:30		
18	木	11:00	17:30	05:30		
19	金	11:00	17:30	05:30		
20	土	11:30	18:00	05:30		
21	日					
22	月					
23	火	10:30	17:00	05:30		
24	水	11:00	17:30	05:30		
25	木	11:00	17:30	05:30		
26	金	10:30	17:00	05:30		
27	土	10:30	17:00	05:30		
28	日					
29	月					
30	火					
合 計				110:00	0:00	
出勤日数				20 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	11:30	18:00	05:30		
2	木	11:30	18:00	05:30		
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火	11:30	18:00	05:30		
8	水	10:30	17:00	05:30		
9	木	11:00	17:30	05:30		
10	金	10:30	17:00	05:30		
11	土	10:30	17:00	05:30		
12	日					
13	月					
14	火	12:00	18:30	05:30		
15	水	11:00	17:30	05:30		
16	木	12:00	18:30	05:30		
17	金	10:30	17:00	05:30		
18	土	11:00	17:30	05:30		
19	日					
20	月					
21	火	11:00	17:30	05:30		
22	水	11:00	17:30	05:30		
23	木	10:30	17:00	05:30		
24	金	11:00	17:30	05:30		
25	土	11:00	17:30	05:30		
26	日					
27	月					
28	火	11:00	17:30	05:30		
29	水	11:00	17:30	05:30		
30	木	10:30	17:00	05:30		
31	金	10:30	17:00	05:30		
合 計				115:30	0:00	
出勤日数				21日		



氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土	10:30	17:00	05:30		
2	日					
3	月					
4	火	11:00	17:30	05:30		
5	水	11:00	17:30	05:30		
6	木	11:00	17:30	05:30		
7	金	10:30	17:00	05:30		
8	土	11:30	18:00	05:30		
9	日					
10	月					
11	火	10:30	17:00	05:30		
12	水	10:30	17:00	05:30		
13	木	11:00	17:30	05:30		
14	金	11:00	17:30	05:30		
15	土	11:00	17:30	05:30		
16	日					
17	月					
18	火	11:00	17:30	05:30		
19	水	11:00	17:30	05:30		
20	木	11:00	17:30	05:30		
21	金	10:30	17:00	05:30		
22	土	11:30	18:00	05:30		
23	日					
24	月					
25	火	11:00	17:30	05:30		
26	水	11:00	17:30	05:30		
27	木	11:00	17:30	05:30		
28	金	11:00	17:30	05:30		
29	土	10:30	17:00	05:30		
30	日					
合 計				115:30	0:00	
出勤日数				21 日		

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火	11:30	18:00	05:30		
3	水	11:00	17:30	05:30		
4	木	10:30	17:00	05:30		
5	金	10:30	17:00	05:30		
6	土	11:30	18:00	05:30		
7	日					
8	月					
9	火	10:30	17:00	05:30		
10	水	10:30	17:00	05:30		
11	木	10:30	17:00	05:30		
12	金	10:30	17:00	05:30		
13	土	11:00	17:30	05:30		
14	日					
15	月					
16	火					
17	水	11:30	18:00	05:30		
18	木	10:30	17:00	05:30		
19	金	10:30	17:00	05:30		
20	土	11:00	17:30	05:30		
21	日					
22	月					
23	火	11:00	17:30	05:30		
24	水	11:00	17:30	05:30		
25	木	10:30	17:00	05:30		
26	金	10:30	17:00	05:30		
27	土	11:00	17:30	05:30		
28	日					
29	月					
30	火	11:00	17:30	05:30		
31	水	11:00	17:30	05:30		
合 計				115:30	0:00	
出勤日数				21	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木	11:30	18:00	05:30		
2	金	11:30	18:00	05:30		
3	土	10:30	17:00	05:30		
4	日					
5	月					
6	火	10:30	17:00	05:30		
7	水	10:30	17:00	05:30		
8	木	10:30	17:00	05:30		
9	金	10:30	17:00	05:30		
10	土	11:00	17:30	05:30		
11	日					
12	月					
13	火					
14	水	11:00	17:30	05:30		
15	木	11:00	17:30	05:30		
16	金	10:30	17:00	05:30		
17	土	10:30	17:00	05:30		
18	日					
19	月					
20	火	11:00	17:30	05:30		
21	水	11:00	17:30	05:30		
22	木	10:30	17:00	05:30		
23	金	10:30	17:00	05:30		
24	土	11:30	18:00	05:30		
25	日					
26	月					
27	火	10:30	17:00	05:30		
28	水	10:30	17:00	05:30		
29	木	10:30	17:00	05:30		
30	金	11:00	17:30	05:30		
31	土	11:00	17:30	05:30		
合計				121:00	0:00	
出勤日数				22 日		



出勤簿 (2024 年 9 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火	10:30	17:00	05:30		
4	水	11:00	17:30	05:30		
5	木	11:00	17:30	05:30		
6	金	11:00	17:30	05:30		
7	土	11:00	17:30	05:30		
8	日					
9	月					
10	火	11:30	18:00	05:30		
11	水	11:00	17:30	05:30		
12	木	11:30	18:00	05:30		
13	金	11:00	17:30	05:30		
14	土	11:00	17:30	05:30		
15	日					
16	月					
17	火	10:30	17:00	05:30		
18	水	10:30	17:00	05:30		
19	木	10:30	17:00	05:30		
20	金	10:30	17:00	05:30		
21	土	11:00	17:30	05:30		
22	日					
23	月					
24	火					
25	水	10:30	17:00	05:30		
26	木	10:30	17:00	05:30		
27	金	10:30	17:00	05:30		
28	土	11:30	18:00	05:30		
29	日					
30	月					
合計				104:30	0:00	
出勤日数				19	日	

確認印



出勤簿 (2024 年 10 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	11:00	17:30	05:30		
2	水	11:30	18:00	05:30		
3	木	10:30	17:00	05:30		
4	金	10:30	17:00	05:30		
5	土	10:30	17:00	05:30		
6	日					
7	月					
8	火	10:30	17:00	05:30		
9	水	10:30	17:00	05:30		
10	木	10:30	17:00	05:30		
11	金	11:30	18:00	05:30		
12	土	11:30	18:00	05:30		
13	日					
14	月					
15	火					
16	水	10:30	17:00	05:30		
17	木	10:30	17:00	05:30		
18	金	10:30	17:00	05:30		
19	土	10:30	17:00	05:30		
20	日					
21	月					
22	火	10:30	17:00	05:30		
23	水	10:30	17:00	05:30		
24	木	11:00	17:30	05:30		
25	金	11:00	17:30	05:30		
26	土					
27	日					
28	月					
29	火	11:00	17:30	05:30		
30	水	11:00	17:30	05:30		
31	木	11:00	17:30	05:30		
合 計				115:30	0:00	
出勤日数				21	日	



氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	11:00	17:30	05:30		
2	土	11:00	17:30	05:30		
3	日					
4	月					
5	火					
6	水	10:30	17:00	05:30		
7	木	11:00	17:30	05:30		
8	金	11:00	17:30	05:30		
9	土	10:30	17:00	05:30		
10	日					
11	月					
12	火	11:00	17:30	05:30		
13	水					
14	木	11:30	18:00	05:30		
15	金	11:00	17:30	05:30		
16	土	11:00	17:30	05:30		
17	日					
18	月					
19	火	11:00	17:30	05:30		
20	水	11:00	17:30	05:30		
21	木	11:00	17:30	05:30		
22	金	11:00	17:30	05:30		
23	土					
24	日					
25	月					
26	火	11:00	17:30	05:30		
27	水	11:30	18:00	05:30		
28	木	11:30	18:00	05:30		
29	金	11:00	17:30	05:30		
30	土	10:30	17:00	05:30		
合 計				104:30	0:00	
出勤日数				19	日	



氏名:

備考

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火	10:30	17:00	05:30		
4	水	10:30	17:00	05:30		
5	木	10:30	17:00	05:30		
6	金	10:30	17:00	05:30		
7	土	11:00	17:30	05:30		
8	日					
9	月					
10	火	11:00	17:30	05:30		
11	水	10:30	17:00	05:30		
12	木	10:30	17:00	05:30		
13	金	11:30	18:00	05:30		
14	土	11:00	17:30	05:30		
15	日					
16	月					
17	火	10:30	17:00	05:30		
18	水	10:30	17:00	05:30		
19	木	11:00	17:30	05:30		
20	金	11:30	18:00	05:30		
21	土	11:00	17:30	05:30		
22	日					
23	月					
24	火	11:30	18:00	05:30		
25	水	11:00	17:30	05:30		
26	木	10:30	17:00	05:30		
27	金	10:30	17:00	05:30		
28	土	11:00	17:30	05:30		
29	日					
30	月					
31	火					
合 計				110:00	0:00	
出勤日数				20 日		



出勤簿 (2025 年 1 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水					
2	木					
3	金					
4	土					
5	日					
6	月	11:30	18:00	05:30		
7	火	10:30	17:00	05:30		
8	水					
9	木	11:30	18:00	05:30		
10	金	11:00	17:30	05:30		
11	土	11:30	18:00	05:30		
12	日					
13	月					
14	火	11:00	17:30	05:30		
15	水	11:00	17:30	05:30		
16	木	10:30	17:00	05:30		
17	金	10:30	17:00	05:30		
18	土	11:00	17:30	05:30		
19	日					
20	月					
21	火	11:00	17:30	05:30		
22	水	10:30	17:00	05:30		
23	木	11:30	18:00	05:30		
24	金	11:00	17:30	05:30		
25	土	11:00	17:30	05:30		
26	日					
27	月					
28	火	11:00	17:30	05:30		
29	水	11:30	18:00	05:30		
30	木	11:00	17:30	05:30		
31	金	10:30	17:00	05:30		
合計				104:30	0:00	
出勤日数				19 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土	11:00	17:30	05:30		
2	日					
3	月					
4	火	10:30	17:00	05:30		
5	水	11:00	17:30	05:30		
6	木	11:00	17:30	05:30		
7	金	11:00	17:30	05:30		
8	土	11:00	17:30	05:30		
9	日					
10	月					
11	火					
12	水	11:00	17:30	05:30		
13	木	11:30	18:00	05:30		
14	金	11:30	18:00	05:30		
15	土	11:30	18:00	05:30		
16	日					
17	月					
18	火	11:00	17:30	05:30		
19	水	11:00	17:30	05:30		
20	木	11:00	17:30	05:30		
21	金	10:30	17:00	05:30		
22	土	10:30	17:00	05:30		
23	日					
24	月					
25	火					
26	水	10:30	17:00	05:30		
27	木	11:00	17:30	05:30		
28	金	11:30	18:00	05:30		
合 計				99:00	0:00	
出勤日数				18日		



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

管理責任者 (議員名)	三宅 達也		
事務所名	みやけ達也市政事務所		
所在地	〒590-0141 堺市南区桃山台3丁1-2 TEL 072 (299) 0777		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	40.0 ㎡	賃借料	月額 120,000 円 (政務活動費充当額 84,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	70 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☒ 使用面積による 使用面積 28 ㎡/延べ面積 (㎡) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 70% ☒ 水道代・・・ 70% ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・ 70% ☒ その他 (ネット回線、ネット電話)・・・ 70%	
	駐車場 賃借料	70 %	月額 16,500 円 (政務活動費充当額 11,550 円)
		【所在地】 同上	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていなことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事業用建物賃貸借契約書

平成23年10月5日

貸主：  様

借主： 三宅 達也 様

株式会社 西上建設

事業用建物賃貸借契約書

(物件の表示)

名 称	桃山台店舗一部		
所 在 地	大阪府堺市南区桃山台3丁1番2号		
種 類	☒ 店舗・ ☐ 事務所・ ☐ 工場・ ☐ 倉庫・ ☐ その他 ()		
構 造	☐ 木造・ ☐ 鉄骨造・ ☒ 鉄筋コンクリート造・ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()		
屋 根	☐ 瓦葺・ ☒ 陸屋根・ ☐ カラーベスト葺・ ☐ 鋼板葺・ ☐ その他 ()		
契約対象 面 積 ☐ 壁芯 ☐ 内法	建物1階部分	40.00㎡	備考 1階 82.71㎡の一部 40.00㎡
	建物2階部分	㎡	
		㎡	
	合 計	40.00㎡	
所有名義人	[REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
備 考			

貸主(甲) [REDACTED] と、借主(乙) 三宅達也 は今般、下記条項を承諾のうえ、上記物件に関する事業用建物賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的の制限)

- 乙は、本物件を 堺市政相談所 としての業務のために使用し、甲の書面による承諾のない限り、他の用途に使用してはならない。
- 乙は本物件の全部又は一部を、他の者へ譲渡・転貸及び使用させてはならない。

第2条（賃貸借期間）

賃貸借期間は平成23年11月1日より平成26年10月31日迄の3年間とする。

契約時の1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算とする。ただし、退去の際は日割りの清算は行わないものとする。

第3条（賃料・消費税等）

1. 賃料・消費税等は下記の通りと定め、支払うものとする。

賃料	賃料 H.24.11 月より	支払い時期・方法
月額 100,000 円 内消費税等相当額 4,762円	月額 117,000 円 内消費税等相当額 5,572円	毎月10日までに当月分を ☐ 持参 ☒ 振込 ☐

2. 支払方法

支払期日 支払方法	【●】	上記の賃料等は、毎月10日までに当月分を下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
	【 】			
【●】銀行振込 ・ 【 】自動引落 ・ 【 】甲へ持参 ・ 【 】その他()				
振込先	三井住友銀行		泉北とが支店	預金種目
	フリガナ			【●】普通 ・ 【 】当座
	受取人名義			口座番号

3 商店会費・駐車場の支払い

商店会費・駐車場代は 別途、桃山台商店会と契約締結とする。

第4条（賃料の更改）

賃料は、甲・乙協議のうえ改定するものとする。但し、この改定が、土地・建物に対する租税公課・消費税の増減、物価の変動、又は近隣の賃料に比較して不相当になった場合は、これ等の事情を勘案して、当事者間にて、その増減額を決めるものとする。

第5条（礼金）

本契約の礼金として、乙は甲に金 円也 (内消費税等相当額 円)を支払うものとする。この礼金は、返還されないことを乙は承諾した。

第6条（契約の更新）

甲乙は標記契約期間満了の 1 ヶ月前迄に、任期満了日及び選挙を考慮し、改めて契約更新を行う。但し、乙の任期満了の日まで本契約は賃貸借期間を延長することができる。

第7条（解約の申し入れ）

当事者間の都合により本契約を解約するときは、甲は 6ヶ月前迄 に、乙は 3ヶ月前迄 に書面にて通告することを要するものとし、この場合、本契約は、通告の期間満了と同時に、終了するものとする。

第8条（諸費用の負担）

電気・水道・電話・商店会費・駐車場等は乙の負担とする。

第9条（連帯保証人）

連帯保証人（丙 [REDACTED]）は、乙と連帯して本契約に基づく乙の債務一切について履行の責を負うものとする。

第10条（乙の代表者変更の場合）

乙の代表者（法人等への名称の変更、法律上又は事実上本物件を使用し、支配する責任者を含む）が変更した場合は、乙は、直ちにその旨を書面にして甲に届出なければならない。

第11条（立ち入り）

甲は、本物件の維持・修繕あるいは管理・保安上必要がある場合は、これに立ち入る事が出来るものとする。

この場合、原則として、事前に乙へ連絡するものとするが、火災等の緊急の場合は、この限りでない。

第12条（無断造作等の禁止）

1. 乙は、甲の承諾なくして本物件へ、原状を変更する設備・改造・造作・撤去等の行為をしてはならない。乙は甲に図面等を提示したうえ、甲の承諾を得るものとする。

2. 前項の工事に要する費用は、一切乙の負担とし、退去の時は、乙は原状回復し明け渡さなければならない。

第13条（修理等）

1. 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理費は甲の負担とし、出入口、窓、給排水設備・電気・照明設備等付属設備の修理は、乙の負担において行なうものとする。
2. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲へ通知しなければならないものとする。
3. 乙は、本物件及び諸造作設備の自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

第 14 条（賃借人の管理義務）

乙及びその関係者は本物件の使用に際し、本契約条項及び甲の注意を守り、善良なる管理者の注意をもって、その保管の責に任ずるものとする。

第 15 条（損害賠償）

1. 乙の賃貸期間中は、乙及びその関係者、又は第三者にあつても、本物件に破損、滅失、その他の損害を与えた場合は、乙は直ちにその旨を甲に連絡し、甲の蒙った損害を賠償しなければならない。
2. 本物件の賃貸借に関連して、他の賃借人へ損害を与えた場合は、当事者間において善処するものとする。
3. 天災及び人災の如何を問わず、直接甲の責に帰することの出来ない理由により、乙が受けた損害については、甲は賠償の責を負わぬものとする。

第 16 条（禁止事項）

乙は、本物件にて下記の行為をしてはならない。

- (1) 近隣に迷惑を及ぼすこと。
- (2) 甲の許可を得ないで本物件外部へ看板の設置又はこれに類似した掲示をすること。
- (3) 甲の許可を得ないで、動物及びペット類を飼育すること。
- (4) 甲の許可を得ないで、本物件へ汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火のおそれのある物、その他 他人へ迷惑や、構造物へ危険を及ぼす物を持ち込んだり、製造、保管すること。
- (5) 違法行為及び公序良俗に反する一切の行為

第 17 条（契約の消滅）

次の各号の一に該当することがあつたときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしないものとする。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になつ

たとき。

- (2) 法令等公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

第18条（契約解除）

甲は、乙が次の各号の一つでも該当したときは、何ら催告をしないで本契約を解除することが出来、乙は無条件にて本物件を明渡すものとする。

万一、乙がこれに従わない場合は、甲は、勝手に本物件の使用不能処理をとるとともに、本物件内の乙の設備、造作、その他一切の物品を自由に処分出来るものとし、このことに関して乙は一切異議を申し立てず、いかなる損害の請求をも放棄するものとする。又それらの処分に要した費用は乙の負担とする。

- (1) 賃料を2ヶ月以上支払わなかった場合または5回以上滞納したとき
- (2) 本契約1条・12条・14条・16条・18条に違反したとき。
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理、会社更生手続開始の申立てを受け、又は、申立てをなしたとき
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立てを受けたとき

第19条（明渡し）

1. 本物件の明渡しに際しては、乙は本物件に加えた、造作、設備等を撤去し、賃貸借契約成立当時の原状に復するものとする。また美装クリーニングを乙の費用で行うものとする。但し、甲の許可ある場合は、無償で留置してもよいものとする。乙はその代価を甲に求めてはならない。
2. 乙は、その明渡し期日までに原状回復工事を行い甲の承諾を得なければならない。
3. 明渡しに際して、乙は、甲に契約書及び鍵全部を返還するとともに、公共料金の領収書を提示しなければならない。
4. 賃貸借契約が終了したにもかかわらず、乙が明渡しを完了しない場合は、乙は明渡し完了の日迄賃料等の倍額を甲に支払うものとし、甲が別途損害を蒙った時は、その損害をも賠償しなければならない。

第20条（規定外事項）

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲・乙は各々信義を重んじ、良識を以って協議のうえ解決するものとする。

第21条（本契約に関する紛争）

本契約に関し甲・乙間に紛争が生じたときは、物件所在地の裁判所を管轄裁判所とすることを、甲と乙は予め合意するものとする。

特約事項

1. 本物件に対して損害賠償責任保険を付保し、万一火災等により本物件が滅失、毀損した場合は、この保険給付金にて補填するものとする。
2. 乙が、本件物件に看板を設置する場合は、甲に対し、事前に書面を以ってその内容を通知し、甲の承諾を得なければならない。
3. 本物件の近隣よりクレーム等が発生した場合は、乙は誠意をもって対応し、甲に一切の迷惑をかけないものとする。
4. 甲は、お客様駐車場で生じた乙のお客様・従業員等の自動車の衝突、人身事故、盗難・天災等による事故被害に対して、その責任を負わないものとする。
5. お客様駐車場に 従業員・スタッフ等の駐車を禁止するものとする。
6. 堺市政相談所として使用するものとし、選挙事務所として使用してはならない。
7. 消費税率改訂の場合は、その改訂年月より消費税額は変更されるものとする。

本契約の証として、本書式通を作成し、各自署名捺印して各々専断保有する。

平成23年10月5日

貸主
(甲) 住所 堺市 [redacted]
氏名 [redacted]
電話 [redacted]

借主
(乙) 住所 堺市 [redacted]
氏名 三宅 達也
電話 072-299-0777

連帯保証人
(丙) 住所 堺市 [redacted]
氏名 [redacted]
電話 [redacted]

仲介者
免許番号 大阪府知事(2)第51403号
名称 株式会社 西上建設
代表者氏名 代表取締役 西上孔雄
所在地 堺市南区榎尾471番地1
電話 072-297-0725
取引主任者 西上 孔雄
登録番号 (大阪)第095565号

仲介者
免許番号 大阪府知事(1)第53840号
名称 株式会社 ニシケンホームセンター
代表者氏名 代表取締役 西上治之
所在地 堺市南区桃山台2丁3番4号
電話 072-298-2340
取引主任者 西上 未友紀
登録番号 (大阪)第093991号

変更契約書

貸主（甲）[REDACTED]と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第3条1項、賃料・消費税は下記の通りと定め、支払うものとする。
月額120,000円（内消費税等相当額8,889円）
2. 本契約の効力は、平成26年4月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月28日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

堺市

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

借主（乙）

住所
氏名
電話

堺市

三宅達也

072-299-0777

[REDACTED]



[REDACTED]

変更契約書

貸主（甲）と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第2条、賃貸借期間を平成26年11月1日より平成27年4月30日迄の6ヶ月とする。
2. 契約書第3条1項、賃料・消費税は下記の通りと定め、支払うものとする。
月額120,000円（内消費税等相当額8,889円）
3. 特約事項6項を抹消する。
4. 本契約の効力は、平成26年11月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年9月30日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

堺市



借主（乙）

住所
氏名
電話

堺市

三宅達也
072-299-0777



変更契約書

貸主（甲）[redacted]と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第2条、賃貸借期間を平成27年5月1日より平成31年4月30日迄の4年とする。
2. 本契約の効力は、平成27年5月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月30日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

[redacted]
[redacted]
[redacted]

借主（乙）

住所
氏名
電話

[redacted]
三宅達也
072-299-0777



変更契約書

貸主(甲) [redacted] と借主(乙)三宅達也は、平成 23 年 10 月 5 日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第 2 条、賃貸借期間を令和元年 5 月 1 日より令和 5 年 4 月 30 日迄の 4 年とする。

2. 本契約の効力は、令和元年 5 月 1 日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 31 年 4 月 30 日

貸主(甲)

住所

堺市 [redacted]

氏名

[redacted]

電話

[redacted]

借主(乙)

住所

堺市 [redacted]

氏名

三宅 達也



電話

072-299-0777

変更契約書

貸主（甲）[REDACTED]と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第9条、連帯保証人（丙）を[REDACTED]に変更する。連帯保証人（丙）は乙と連帯して本契約に基づく乙の債務一切について履行の責を負うものとする。

4. 本契約の効力は令和2年9月11日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月11日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

堺市

借主（乙）

住所
氏名
電話

堺市

三宅達也



連帯保証人（丙）

住所
氏名
電話

堺市

変更契約書

貸主(甲) [redacted] と借主(乙)三宅達也は、平成 23 年 10 月 5 日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第 2 条、賃貸借期間を令和 5 年 5 月 1 日より令和 9 年 4 月 30 日迄の 4 年とする。

2. 本契約の効力は、令和 5 年 5 月 1 日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 5 年 4 月 30 日

貸主(甲)

住所

堺市 [redacted]

氏名

[redacted]

電話

[redacted]

借主(乙)

住所

堺市 [redacted]

氏名

三宅達也

電話

072-299-0777 [redacted]



変更契約書

貸主(甲) [REDACTED] と借主(乙)三宅達也は、平成 23 年 10 月 5 日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第 2 条、賃貸借期間を令和 5 年 5 月 1 日より令和 9 年 4 月 30 日迄の 4 年とする。
2. 本契約の効力は、令和 5 年 5 月 1 日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 5 年 4 月 30 日

貸主(甲)

住所

堺市 [REDACTED]

氏名

[REDACTED]

[REDACTED]

電話

[REDACTED]

借主(乙)

住所

堺市 [REDACTED]

氏名

三宅 達也

電話

072-299-0777



駐車場貸借契約書

区画番号:



桃山台31駐車場

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

所 在 地:堺市南区桃山台三丁1番31号

名 称 : 桃山台31駐車場

区画番号: 

上記物件（以下本物件という）について貸主と借主とは
下記条項により、駐車場賃貸借契約を締結した

第 1 条

借主は善良なる管理者の注意をもって本駐車場を下記車両の駐車場として
使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

また、貸主に無断で契約車両以外を駐車してはならない。

なお、貸主及び管理会社は借主に対し管理上必要な場合において駐車位置
を変更する事ができるものとし、借主はこれを承諾するものとする。

本駐車場の使用期間	令和 4 年 4 月 1 日から
	令和 5 年 3 月 31 日まで
車 両 車 種 形 式	
車 両 登 録 番 号	

第 2 条

賃貸借の期間は上記の1年間とする。 期間満了の際、双方1ヶ月前
の更新の拒絶がなければ、この契約期間はさらに1年間延長されるもの
とし、その後も同様とする。

- 借主は本契約において、借地法・借家法の適用がないことを承認し、
期間満了の際の更新の拒絶には、何らの正当理由も要しないことを、
貸主、借主は相互に認識する。
- この契約期間中に於いても、付近の環境の変化及び貸主の都合により
貸主より駐車場の明渡し要求があれば、1ヶ月以内に立退くこととする

第3条

賃料は月額 <<金15,000円と消費税>>也とし、毎月末日までに翌月分を貸主の指定する下記振込先に振込手数料を借主負担で支払うこととする。

指定する振込先： りそな銀行 泉北とが 支店

口座番号： 普通

口座名義： 日生ハウジング(株) 代表取締役 三好 明

2. 貸主及び管理会社は、賃料の受領による領収証を借主には発行しないものとする。
3. 消費税等の税率が変動した場合は、賃料の消費税等も変動するものとする。
なお、消費税を加算した後の合計使用料に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第4条

貸主は、借主が賃料等の支払を怠ったときは、年14.6%の割合で計算した損害金を請求できるものとし、請求にかかる費用は借主の負担とする。

第5条

借主は本契約にかかる債務を担保するため、契約と同時に¥ を保証金として貸主に支払い、貸主はこれを受領した。
保証金は無利息とし、この契約書を預かり証とする。

2. 借主に賃料の延滞その他の債務が生じたときは、貸主は催告無しに本保証金をこれに充当することができる。尚、これにより保証金に不足が生じた場合、借主は直ちに不足額を補填しなければならない。
3. 本契約終了後、借主が貸主に対し、本駐車場の明渡しを完了した場合、貸主は借主に保証金を返還する。
但し、前項2の不足額及び第9条の費用及び第11条による損害賠償がある場合は、これを差し引いて返還するものとする。
但し、3ヶ月未満の解約に有っては保証金の全額を引金として申受けるものとします。尚、上記返還方法は振込又は現金によるものとし、振込の場合振込手数料は借主の負担とする。 借主に対する敷金の返還期日は、明渡し精算金確定後1ヵ月以内に行うものとする。

第6条

公租公課、物価の変動又は近隣の状況に応じ貸主は賃料を変更することができるものとし、借主は異議なくこれに応じるものとする。

- 第7条 借主は本駐車場施設を常に清潔に使用するものとし、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込、その他自動車の洗浄及び、近隣への迷惑行為を一切してはならない。
- 第8条 本契約の締結によって生じた借主の駐車場使用、その他の権利は一切他人へ譲渡できない。
- 第9条 契約期間満了、その他によって契約が終了したときは、借主は遅滞なく契約車両を引取ること。借主が契約車両の引取りを拒み、又は、引取らない場合は、貸主側で適切に処理することができるものとし、これに要する費用は借主の負担とする。
- 第10条 駐車場で天災地変・火災・盗難その他貸主の責に帰すことが出来ない事由により借主が被った損害については、貸主は何等責任を負わないものとする。また、借主の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に他の車両等が無断もしくは駐車違反した為、借主の使用が妨げられた場合においても貸主及び管理会社は借主に対し何ら補償、損害賠償等の義務を負担しないものとする。
- 第11条 借主又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由により、駐車場又はその施設や駐車場の他の車に損害を与えたときは借主は速やかにその損害を賠償しなければならない。
この場合貸主は一切の責任を負わない。
- 第12条 借主が下記①から⑤の項目に該当したときは、貸主は催告なしに本契約を解除することができ、借主は直ちに本駐車場の明渡しをしなければならない。
- ① 賃料の支払いを滞納したときは、保証金の有無にかかわらず本契約は、当然に解除されるものとし、借主は即刻にこの物件を明渡さなければならない。
 - ② 本契約に際し提出した申込書に虚偽事項を記載するなど、不正な行為によって契約締結に至ったと判明したとき。
 - ③ 仮差押・仮処分・強制執行・破産・解散・和議・会社整理・収監がなされたとき。
 - ④ 借主又はその代理人・使用者・運転者等が、暴力団、暴力団関係団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員であることが判明したとき。

⑤ 本契約書記載の条項の何れかに違反した場合。

尚、借主は契約期間中といえども、止むを得ず本契約を解除する必要がある場合、1ヶ月以前に申し出て、解約に必要な書類を貸主に必ず提出すること。

【提出する書類】（車庫証明を要している方のみ保管場所変更の手続き）

◎転出先の保管場所証明又は、受入れ先の使用承諾書の写し

◎廃車した場合は車検証の写し（抹消）

但し、借主の都合により契約を解除する場合は、賃料の前納金の返金はしないこととする。

第13条 借主は契約期間中、駐車場施設を利用しなかった場合においても、前払いした使用料を返還請求することは出来ない。

第14条 駐車施設の補修、改善の為、借主が駐車施設を一時使用出来ない場合においても、借主は貸主に前払い使用料の返還を請求出来ない。
但し、その期間が1週間を越える場合には、貸主・借主の協議の上、決定するものとする。

第15条 借主は、第1条記載の車両を変更しようとする時は、予め書面をもって貸主に申し出て、その承認を得なければならない。
その後、改めて車両入れ替えの為、車庫証明を得なければならない。
車庫証明取得のための保管場所使用承諾証明書発行手数料は1回につき<<金7,500円と消費税>>とし、借主は貸主へ支払うものとする。
なお、消費税を加算した後の合計金額に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第16条 契約の際の入庫時は日割計算とするも、解約出庫時は日割計算をしないものとする。

第17条 借主は、貸主が本駐車場賃貸借契約の貸主の地位を第三者に承継させることを異議無く承諾する。

第18条 本駐車場の賃貸借に関する紛争の第一審管轄は、貸主の所在地を管轄する地方裁判所と合意する。

第19条 借主が死亡し、同居家族が引き続き表記駐車場を賃借する場合は、新たに賃借人を定め、新たな契約を締結するものとする。

2. 借主において、法人組織の変更、法人契約を個人契約、または個人契約を法人契約に切り替えるときは、新たな契約を締結するものとする。

第20条 本契約書に定めのない事項については法令慣習等に従い、貸主借主協議の上誠意をもって対応するものとする。

- 《特約》 1. 本駐車場は貸主と日生ハウジング㈱との間で管理契約を締結しており賃料支払い及びその他の処理・通知事項は日生ハウジング㈱が窓口となります。
2. 車庫使用承諾書発行に関しては、車両制限等がありますので、事前に日生ハウジング㈱に確認を要するものとします。
3. 賃料の支払に銀行口座からの自動引き落としを選択する場合、引き落とし手数料として月額150円が発生します。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、貸主・借主各1通を保有する。

令和 4 年 4 月 1 日

貸主 氏名 桃山台31駐車場管理組合



借主 住所

堺市



氏名

三見 達也



Tel

072-299-0777

仲介・管理業者 住所 堺市南区竹城台1丁1番2号

商号 日生ハウジング 株式会社

代表者 代表取締役 三好 明



Tel 072-293-9900

誓 約 書

貸主（甲）桃山台31駐車場管理組合 様

私、三宅 達也 は、本契約を締結するにあたり、甲に対し、予め以下について誓約致します。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
2. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結しようとするものではないこと。
4. 自ら又は第三者をして、次の行為をしないこと。
 - ①甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
5. 本物件を暴力団事務所（暴力団の活動拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ）として使用しないこと及び第三者をして暴力団事務所として使用させないこと。
6. 本契約を締結した後において、前各項の何れかに違反することが判明したときは、次の各号について何ら異議を述べないこと。
 - ①甲が本契約について解除その他一切の措置をとること。
 - ②前号の措置について甲及び仲介業者に対し如何なる請求もしないこと。

以上、誓約致します。

令和 4 年 4 月 / 日

住所 堺市 

氏名 三宅 達也 



WEBサイト保守サービス契約書

堺市議会議員 三宅達也(以下「甲」という)と、株式会社テクノアイ(以下「乙」という)とは、WEBサイト保守サービスに関して次の通りWEBサイト保守サービス契約(以下「本契約」という)を締結する。

記

1. 対象サービス

- (1) サーバー異常発生時の原因究明と復旧作業
 - ・ハードトラブルは除く
- (2) ドメインの代行管理
- (3) SSL証明の代行管理
- (4) サーバー利用料、ドメイン維持管理、SSL維持管理料の代行
- (5) ホームページ不調時のサポート

2. 契約金額

WEBサイト保守サービス料金年額 38,500円(消費税込み)

- (1) WEBサイト保守サービス料金内訳
 - ・サーバーレンタル費用
 - ・SSL更新費用
 - ・ドメイン更新費用
 - ・WEBサイト異常時サポート費用

3. 契約期間

令和5年5月1日より令和9年4月30日4年間とします。

4. サービス時間

乙が甲に対して実施するサポートの時間帯(以下「基本時間帯」という)は、土日祝祭日及び乙の休業日(以下「休日」という)を除き、午前9時より午後5時00分までとする。

甲の依頼に基づき、乙が休日及び基本時間帯以外にサービスを行う場合は、甲の依頼は、乙に義務を負わせるものでない。

5. サポート保守体制

- (1) 担当部署 未来テクノ研究室
- (2) 電話及びメールにて対応
- (3) 日程調整後現場対応

第1条（目的）

乙は本契約に基づき対象システムについて、前記5記載の責任体制のもとでWEBサイト保守サービスを提供し、甲は所定の料金を支払うものとします。

第2条（WEBサイト保守サービスの範囲）

本契約でいうWEBサイト保守サービスとは、甲がWEBサイトを正常に運用できるように次のサービスを行うことをいうものとします。

- (1) 異常発生に対する対処
- (2) 運用上の諸問題に対する相談
- (3) WEBサイトのレベルアップに対する相談
- (4) WEBサイトのサーバー管理

2 甲の依頼による、WEBサイトの仕様変更、WEBサイト改造及び新規作成等は、前項のWEBサイト保守サービス範囲には含めないものとします。

第3条（保守料金の支払条件）

乙はWEBサイト保守サービス料を、4月末に請求し、甲は翌月末に乙の指定口座に振込み支払うものとします。

第4条（秘密の保持）

甲乙双方は本契約に関連して知得した相手方の業務上の資料または知識を相手方の許可または承諾なくして、第三者に漏洩してはならないものとします。

第5条（契約の解除）

甲または乙は相手方が本契約に基づく債務を履行しない場合、相手方に催告を行い、なおも履行のないときは、文書による通知をもって本契約を解除できるものとします。

以上のとおり本契約が成立したので、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

令和 5 年 5 月 1 日

委託者(甲):

堺市南区桃山台2丁1-2

三宅達也 

受託者(乙):

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目6番1号
JMFビル西本町01 6F

株式会社 テクノア 

取締役 本村 敏行

出張報告書

令和6年2月11日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 三宅 達也

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的 下記項目についての現地調査並びに取組みについてのヒアリング
- ①京丹後市「AI 音声認識技術（ELSA AI）を活用した
英語力向上の取組みについて」
- ②京丹後市「ささえ合い交通について」
交通空白地に対するライドシェアによる移動手段であるが先般行った富山
県朝日町の視察との違いが明確にあり Uber システムを使うことによる、距
離に応じた料金を徴収している。
自家用車を使うことや一般の住民が講習を経てドライバー登録することに
違いはないが、導入で課題となるステークホルダーとの調整については現場
の生の声を確認したく現地視察を行った。

2. 期 間 令和6年1月23日（火）～令和6年1月24日（水）

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	1月24日（水）	10:00～11:15	京丹後市役所 本庁舎（峰山庁舎）
②	1月24日（水）	13:00～15:00	京丹後市役所 丹後庁舎

4. 面談者

- ・京丹後市 峰山庁舎

京丹後市議会 副議長

水野 孝典 様

京丹後市教員委員会事務局 教育次長

様

京丹後市教育委員会事務局 理事兼学校教育課長

様

京丹後市教育委員会事務局 学校教育課 主任兼指導主事

様

京丹後市議会事務局 事務局長

様

- ・京丹後市 丹後庁舎

NPO 法人 気張る！ふるさと丹後町 専務理事

様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①京丹後市役所 本庁舎（峰山庁舎）

○時系列の報告

前日23日午後堺を出発して視察先近隣に宿泊した、結果として夜半から深夜にかけて天候が崩れ大雪になった。まずもって荒天にもかかわらず視察を受け入れていただいた京丹後教育委員会事務局の皆様へ感謝申し上げます。

1月24日 10:00 京丹後市役所に到着後、ヒアリング。

ご対応者

京丹後市議会 副議長	様
京丹後市教員委員会事務局 教育次長	様
京丹後市教育委員会事務局 理事兼学校教育課長	様
京丹後市教育委員会事務局 学校教育課 主任兼指導主事	様
京丹後市議会事務局 事務局長	様

【AI音声認識技術（ELSA AI）を活用した英語力向上の取り組みについて】

・京丹後市では GIGA スクール導入時より全中学校6校でのアカウント取得によって単に ICT 活用一人1台のパソコン端末から AI 認識による英語の発音に音声認識技術を採用し、令和3年に試験導入が始まっている実際に動かす状況を拝見すると

- ① まずは使いこなす教員のスキルについては戸田指導主事の役割が重要で様々な教師の疑問に Teams を用いて使用の例示を話し合いながら導入を1方向で進めるのではなく教師と教育委員会の双方向のやり取りがまず大切であると感じた。
- ② その中で実績として英語検定試験準2級とうスピーキングでの成果を確認してみたが、顕著な成果は出ていないとのことで全国学力学習状況調査では効果が出ているだけに今後は合格者数の増加や検定試験受験者が増えれば期待ができる。
- ③ AI 導入の会話構成の状況を鑑みると今後は生徒個人の状況や能力に応じた会話を適切に AI が導き個別の最適化が見込める一方でどのようなスピーキングが教師が確認できないことは若干の事後検証等で課題があるのではと感じた。（スクリーンショット廻り機能などの検証がソフトウェア上の対策が必要では？）

○移住促進として子どもたちの教育を強化して京丹後市での学力向上や特色ある教育の一環として導入を決定しているが予算獲得には市長の理解が必要である、仄聞では年間600万円1200人。堺市での全校導入約20400人ではインシャルコスト1億円以上必要になる。

財政措置の議論とともに教育の現場における AI 活用と教員の負担軽減、家庭学習とのバランスが必要であると感じた。

さて、京丹後市は令和4年7月に京丹後市教育大綱を策定しているが旧来の京丹後市教育振興計画の上位的なもので計画中就学前、小、中学校を振興計画で進め、高校、専門学校、大学における教育大綱の位置づけや誰一人取り残されることなく、生き抜く力、豊かに生きる力をもってもらおうという京丹後中山市長の教育への熱意がうかがえる。

② 京丹後市 丹後庁舎

○時系列の報告

1月24日 峰山庁舎から丹後庁舎に向かい、13:00到着。ヒアリングを行う。

ご対応者

NP0 法人 気張る！ふるさと丹後町 専務理事

様

【ささえ合い交通について】

以下ヒアリングによると

丹後町は人口4,522人、65歳以上の高齢者が2,053人、高齢化率45.4%。

急な坂が多く雪が積もると移動が困難となる。

ポイントとして2008年、丹後町内のタクシー会社が撤退し、交通問題が課題となり、2009年NP0法人「気張る！ふるさと丹後町」が設立された。

2014年市営バス（デマンド型）を市から受託運航開始。

2016年公共交通空白地有償運送「ささえ合い交通」運行開始。

ささえ合い交通ドライバー数：16名（国への登録）

丹後町で運行されているささえ合い交通は、スマートフォン等を使いUberで配車、マイカーを使ったライドシェア型公共交通で、NP0法人「気張る！ふるさと丹後町」が運営している。

スマートフォンを持っていない高齢者の代理呼び出しをNP0が行なっている。

運行区域は、乗車は丹後町内及び町外の弥栄病院、降車は京丹後市全域（市外は不可）

料金は距離制で、初乗り1.5kmまで480円、以降120円/kmで加算される。

当初はクレジットカード決済のみ。2016年12月から現金支払いも可能となった。

運行時間は午前8時から午後8時（365日運休日なし）

利用者は丹後町民、観光客等。

上記の市営バスオンデマンド型の委託費があるためこのライドシェア型が運営できているがUberのシステム使用料については明かすことはできないとのことだった。

ステークホルダーの話つまり地域公共交通会議で新たな公共交通を始めるときは上記のようにバス、タクシーの事業者の理解がないと前にすすまないがそもそも論、タクシー会社の撤退と市営バスの受託によって交通空白をまさしく解決すべく、理事が名乗りを出ているがこのライドシェア型の課題は乗車地が丹後町限定、また降車地は丹後市内に限られる。

タクシー事業者が保有台数にもよるがこの制限を受けないことから地域の交通空白に対しての解決はできるがインバウンドなどの対応には制限が加わる。

また運営当初の国土交通省からタクシー事業の半額波との意見があり今般の見直しで料金の引き上げが可能になった（タクシーの8割）

他のライドシェアが停留所方式であるがドアツードアと好きなところで乗降できる点は便利な反面、乗降時の転倒などもドライバーの責任になりそのための保障として賠償保険加入は法人の負担となる

さて本市状況を鑑みると多数のタクシー業者が営業を堺市内で行っている現在、タクシーやバス事

業の主な課題は運転手の確保、2種免許保持者の雇用であるが

- ① 少子化、高齢化による労働人口の低下
- ② 2種免許取得者の高齢化
- ③ バス、タクシー運送事業通しの人材の取合い
- ④ 顧客集中地帯つまり営業区域のシフト（大阪市内へのシフト）による
- ⑤ バスであればバス路線の配慮が必要、路線営業範囲であれば料金についても調整しなければ共倒れになる

ただ本市においても当然ながらバス路線が撤退したり、縮減したりすることは多分にあり、実証実験を行ったオンデマンドバスも路線のないところで実証が行われている。

一方住民、利用者としては安価で利便性が高い交通手段、高齢化に伴い免許の返納を促す点などを鑑みると本市はお出かけ応援バスの制度があり往復200円の負担で南海、近鉄バスを利用することができる。この利便性と価格を既存の公共交通でバランスをとることが本市ではかなりのハードルになる。これは高齢者にとっていわゆる片道100円以上支払うにあたっては利便性が今以上に高い、ドア・ツー・ドアかより多く居住地より近い停留所が必要。

バスやタクシー事業者には運転手確保や公共交通維持のための補助金が望まれている。

今後地域公共交通を維持しながらこれら課題を解決する方策として国では自動運転による技術革新での解決（自動運転レベル4）

2種免許保持者以外の運転手による運送事業を可能にする規制緩和（ライドシェア）

現況の制度上で一定の定時制を維持した乗り合いタクシーやデマンド交通としてのバス停留所以外でのオンデマンドバスが考えられる。

まもなく令和5年度最後の建設委員会では大阪府内で導入予定のライドシェアと地域公共交通について視察の経験を生かして議論する予定である。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

1-11、3-7、3-10 4-3

出張報告書

令和6年5月10日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 三宅 達也

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 下記項目についての現地調査並びに施設見学。その取組みについての担当者へのヒアリング
- ①熊本県広域災害対策の取組とあらたに整備された災害対策センターの見学
 - ②人吉市水害対策の取組と復興、サブカルチャとしてのアニメ聖地導入とインバウンド施策について

2. 期間 令和6年5月1日から5月2日

3. 日程等

月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
5月1日（水）	14：00～16：00	熊本県庁、防災センター
5月2日（木）	10：00～12：00	熊本県 人吉市市役所

4. 面談者

熊本県

熊本県知事公室

危機管理防災課 特別顧問

広域防災拠点推進班 主任主事
主幹

熊本県人吉市

復興政策部復興支援課 まちづくり推進係

係長

総務防災課 防災係

主幹兼係長

経済部 商工観光課 観光物産係

係長

主事

議会事務局長

議事係長

書記

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

熊本県庁に訪れるにあたって九州新幹線を利用するためヒアリングの開始を 14 時とご調整いただいた。

熊本県には事前に 以下

わたくしのご選出いただいている関西広域連合議会議員の経験と議論から広域分野における熊本県の役割分担についてもうかがう予定で

- ① 九州地方における災害時の（広域防災時の）カウンターパート方式のような相互援助の仕組みがあるのか？
- ② あるとすれば熊本県自体の受援体制についての体制
- ③ 広域医療や広域環境の相互援助（災害ごみや海洋ごみ）の処理
- ④ 熊本県全体の復興状況について
- ⑤ 災害時における民間の連携協定の状況
- ⑥ 及び熊本県庁隣接の熊本県防災センターの視察

以上を事前の調査事項として調整いただいた。

特に 2 度の大きな地震被害と球磨川の氾濫による水害では危機対応が全く異なり、そのうえで発生する災害ごみについては本市の断層帯における直下型地震と南海トラフ地震の災害ごみの対応が大きく異なり、近年の線状降水帯による大規模な水害対策と河川氾濫については次の日にヒアリングを行っていただいた人吉市で特に詳細に資料をご用意していただいた。

特記としては大きな地震被害によって司令塔となるべき県の機関自身が被災した経験から計画されていた防災センターの役割が九州を支える広域防災拠点の要になり空港、高速道路網、港湾、自衛隊、海上保安庁、県警、や各行政機関が一堂に災害対策のオペレーションルームで機能を果たすことができるように建設されていた。

災害に見舞われたことからまず

合同現地対策本部機能

九州各県へのアクセス機能

情報収集機能

支援物資の集積拠点機能

広域支援部隊等の集結・活動拠点機能

災害医療支援機能

水・食料・医薬品等の備蓄・供給機能

避難者受け入れ機能

災害対応ノウハウの提供・発信機能

以上すべての機能強化についての総合的にヒアリングを行っていただいたうえで

防災センターのオペレーションルームで訓練中の状況も見学することができた。

ただ運用に関しては実際には発災当初、オペレーションルームの内線電話に直接市民からの救助、苦情対応がかかりオペレーションルームでの本来作戦立案や遂行、災害対策活動が阻害されたりし

たことがあり、それぞれの救助や災害対策担当へのスムーズな報告、連絡、相談へ体制を強化する反省点になったと仄聞している。

ちなみに堺市上下水道局でも行っているフリーアドレスやワークスペースを本部執務室では導入していた。

ちなみに熊本県防災センターの建物事業費として97億円かかっていたが、関西広域連合議会において現在奈良県で進められている関西広域の防災センター建設では奈良のみの負担とするのではなく関西広域連合の構成府県市での負担にすべきではと議論があった。

人吉市においては特に球磨川の氾濫による水害で市域内、市役所を含み行政の機能がストップしたがその反省点と復興に向けた取り組みをヒアリングした。

特に災害時に発生した災害ごみの処分や取り扱いは先般発生した能登半島地震でも搬入、分別を参考に取り組んでいた。水に浸かった畳など発酵して熱を持つ、処理場では大量の水に浸かったゴミが搬入されたため火災の危険があり長期にわたる保管には常に監視員が必要で搬入時にも個人のごみか法人のごみか見極める必要がある。

複数種類の災害ごみ、1種類のみの災害ごみの持ち込みを搬入経路からわかることで搬入時の車両の渋滞を緩和する方法を学んだがそれでも本市のような都市では容易ではなく早速、次の会議で議論する予定。

また分別も災害時には人体に害を及ぼすアスベストなどの処理もしっかりと分別され処理時に飛散しないように27品目分別を行っていたがいざ大規模な災害時にいかに周知し、処分を進めるのかは本市にとっては大きな課題となると予想される。

復興としては温泉旅館などは復活しているが人吉駅と熊本を結ぶ肥薩線はいまだに運行していない状況でくま川鉄道のみ観光の目玉として機関車を中心に観光誘客をおこなっていたが震災の影響や経営状況から代替えの輸送を余儀なくされている。

人吉市庁舎は建設費36億9千万円で2022年5月に免震化された新たな庁舎として生まれ変わっている。

「夏目友人帳」という全国放送でのアニメを利用した街のPRと観光誘客へのサブカルチャ利用についてはやはりアニメ制作会社との著作権の使用が最大のネックになり、本市における「ゴルゴ13」においても斎藤プロダクションとの綿密な条件等必要であるが人吉市においてもできるだけ持ち出しを少なくし、著作権を使用することに細心の注意を行っていることが理解できた。

駅前の観光施設ではアニメの放映とキャラクター商品、市の花火大会とコラボしたポスター掲示など随所に工夫が見られた。特にゴールデン帯のバラエティで取り上げられたことからいわゆるアニメの聖地として観光に訪れる静かなブームになっている。

災害時における本市の災害対策拠点及び、災害時発生ごみについては次の令和6年度第2回定例会にて質疑を行う予定。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7

出張報告書

令和7年2月17日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 三宅 達也

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 下記項目についての現地調査並びに取組みについてのヒアリング
- ①高知県高知市立図書館「オーテピア高知図書館」現地視察
 - ②高知県教育委員会による遠隔授業について
 - ③レベル4認可伊予鉄自動運転バス実車
 - ④松山市役所での自動運転バスについてヒアリング

2. 期間 令和7年2月5日（水）～令和7年2月6日（木）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	2月5日（水）	10:00～12:00	高知市「オーテピア高知図書館」
②	2月5日（水）	14:00～15:30	高知県教育センター
③	2月6日（木）	10:30～12:00	伊予鉄バス高浜駅前から松山観光港バス実車
④	2月6日（木）	13:30～15:00	松山市役所自動運転ヒアリング

4. 面談者

・オーテピア高知図書館

司書 [redacted] 様

・オーテピア高知声と点字の図書館

主査 [redacted] 様

・高知県教育センター

所長 [redacted] 様

次世代型教育推進部

部長 [redacted] 様

チーフ 高等学校・公民

[redacted] 様

指導主事 [redacted] 様

・松山市 都市整備部 都市・交通計画課

副主幹 [redacted] 様

主任 [redacted] 様

主事 [redacted] 様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①オーテピア高知図書館について

以前より中心市街地の活性化の一つ賑わい創出として利便性の高い図書館として有名でこの機会に館内の見学を行い本市の中央図書館の建替え議論や特に高齢化が進む中で「声と点字の図書館」の館内の見学をご配慮いただき行うことができた。

まず「従来型の図書館ではなく、県民市民の暮らしや仕事で起きる様々な課題解決を支援する図書館」とされていて高知県立図書館・高知市立図書館の合築による全国でも珍しい図書館

この合築にあたっては

○合築による懸念つまり県立図書館の役割、市立図書館の役割がそもそも違い機能不全や県か市にとりこまれるのでは？

そこで組織運営が2系統になるが明確な役割分担を県全体に係る図書は県市内全域に係るサービスの充実は市とし図書業務は司書による直営とした。

また連携協約による業務ごとの費用負担を施設管理は（県：市）10：7

事業運営については1：1としている

○その効果として資料費や充実する県負担1億、市負担8200万、バリアフリー対応の充実

点字図書、有名な観光地、ひろめ市場のそばにあり集客施設として商店街イベント参加や立地を生かし賑わい創出、休日の通行者が19%アップするなどの効果が出ている。

コロナ後は図書館、科学館（プラネタリウム）、点字図書館ともに来館者も伸びており合築によつての大きなデメリットはないと関係者も胸をはる。

点字図書館については本市では障害者の支援の意味合いが大きいがここ点字図書館では「録音図書」、「点字図書」、「マルチメディア図書が充実し本のリクエスト、自宅までの郵送にも対応してサービスのより一層の充実を図っていた。またIDパスワードによる電子図書についても県市合築のメリットを生かして充実を図っていた。

ぜひ今後の堺市中央図書館建て替えやレファレンスの充実の議論に生かしていきたい。

【質疑応答】

Q：来場者の交通手段は？

A：路面電車やバス停が徒歩2～3分のところにあり、施設自体の駐車場や近隣の駐車場を利用される方が多い。近隣の方、学生は自転車やバイクなどでも来場されている。

Q：県立と市立図書館が一緒になったメリットとデメリットは？

A：メリットとしてこれまでの県立・市立両図書館合わせて蔵書数が飛躍的に増えた。また、施設が利便性の高い場所になったことや、夏季などはクールスポットとしての利用もあり来場者数が増えた。デメリットは県立・市立で持ち寄った蔵書の多くが重複している。

②高知県教育センター遠隔教育推進事業について

高知県が抱える教育課題のうち中山間地域の教員不足、単位認定等教育の充実の課題

また地理的に山間部と海に囲まれているため南海トラフ地震への津波対策の学校園のハード対策とBCPなどのソフト対策が現在急務になっている。

そこで今回はその遠隔教育推進事業として ICT を活用した遠隔授業配信について実際の授業風景を視察させていただく機会をいただいた。平成 30 年までに研究指定校を 7 校定め現在は 19 校へ拡大している。大学進学、公務員試験対策の補修として活用現在センター内に 4 つのスタジオを整備している。令和 6 年は授業時間も拡大を続け、情報 I を新設の科目としている

体制としては教育センター所長のもとに遠隔授業配信センターを整備しトラブル解消のため配信側、受信側ともに同じ ICT を用意して通常の授業に近い形、5 回くらいの配信でそれ以後 1 人で配信できるようにしたシステムを準備した。

スタジオの授業風景では遠隔授業ならではの間の取り方がありいっぱく間をとる授業に仄聞すると 4G 回線ではやはり映像・音声が届くタイムラグが生じるとのことが実際の授業を見て確認できたセンターでは 5G 回線の導入を検討とのことだが山間部ではアンテナ設置がなく課題になると伺った。

【質疑応答】

Q：遠隔授業を行うことで教員を増やしたりしたのか？

A：教員数は増やしていない。山間部学校については 1 校に 1 名配置できておらず、教科担任が数校を掛け持っていたものを遠隔授業に切り替えている。

Q：教師の受け止め方は？

A：本当は対面授業が良いと思っているが、やれることを選択肢として受け止めている。

Q：遠隔授業の課題は？

A：始業時間を揃えなければならない。山間部学校は交通機関等で通学時間を考慮して始業時間を学校によってばらつきがある。

Q：遠隔授業の場合、教員と生徒が対面する機会は無いのか？

A：年に 2 回以上は対面授業を行うことになっている。

③伊予鉄バス高浜駅から松山観光港間往復実車について

高浜駅前フェリー乗り場に車を駐車して高浜駅舎そばバス乗り場から乗車定員 13 名運転席を含んだ乗車があれば自動運転での運航を行わないとのことでレベル 4 の自動運転を体感するために高浜駅に向かい自動運転実施を確認後視察メンバーで乗車。

乗車しての体感は自動運転時の加速やブレーキはやはり人の運転のようなものでなく、急減速急加速となり乗り心地は悪い、運転ルートはレベル 4 取得のため右折を出発時、到着時のみとして信号はないため信号協調技術は必要がない。交通系 IC カードのみの決済でカードを所持していない場合は駅やターミナルで切符を購入することになるので課題が残る。

実車時は観光港で記念に乗車される方や技術者風の方もいたが採算は取れているようであった。

実車時で残念だったのは一度自動運転が解除されてしまうと再び自動運転に戻らず手動運転で終点に向かったことであった、何度か行った他所の自動運転では再度復帰していた。

今回の実証実験視察はこの件は残念な点であった。

④ 松山市自動運転の導入に向けた事業概要ヒアリングについて

実車後松山市役所にて乗車した伊予鉄バスと松山市のかかわりをヒアリング。

2 種免許保持者の観光バス分野での取合い、運転手自身の高齢化、2024 年問題と課題山積のバス業界での運転士不足によるバス路線維持を背景としてレベル 4 自動運転バスを導入、実用化として今回実車したルートのみならず自動運転バス網を整備するため全国と同じ課題会解消に向けて行っている。

プロモーターは全国展開をしている BOLDLY 株式会社により運転手ではなく保安員による運航、実際は先の実車時の報告のように自動を切ったときは運転している。

ただ 2024 年の 5 月より準備をはじめてその年の 12 月 26 日に運行を開始する等スピード感を持った取り組みで 1 日平均 175 人 13 便を運航するなど定時日常時の運行と変わらない 一番の課題は本市の SMI プロジェクトにも言えるが路上駐車で駅前ということもありラバーポールなどを用いて対策を検討している。松山市では先のルート追加の構想に伴い自動運転車両の追加を検討している、伊予鉄バスは現在すでに EV バス車両は 10 台保有中とのことで、特筆すべきは今回の事業については 100%伊予鉄バスが出資しており、松山市の持ち出しは一切ないとのこと。

自動運転車両リース代は 4300 万円。

【質疑応答】

Q：バス運転手不足、高齢化対策の一環とされているが、伊予鉄バス運転手の平均年齢は？

A：現在 47 歳となっている。

Q：自動運転バスの実装の目的は？

A：運転手不足の解消が主目的である。他の路線にも広げていきたい。

Q：松山市の費用負担は？

A：国の自動運転に係る補助が 100%なので、市の負担は無い。それ以外のものは伊予鉄バスが負担している。

Q：地元の方からの懸念材料は？

A：安全面の確保が多かった。

Q：車種の選定理由は？

A：伊予鉄バスとの協定で決定した。

Q：車線等が消えているなど車線認識などで改善要望は無いのか？

A：3D マッピングシステムで運用しているので、車線についてはあまり重要ではない。

Q：車両の接近などによりシステムがキャンセルになった場合その後の運転を手動に切り替えているが、自動運転への復帰をしないのはなぜか？

A：定時運行路線としているので、定時運転を優先させているため。

⑤ 今回の視察を通しての総括

オーテピア高知図書館については本市の中央図書館の老朽化に伴う建替えについてはレファレンス、現地か別の場所か？という議論を考える必要があり、賑わいを創出するオーテピアを参考にすると中心市街地という選択になる。運営形態については今回直営であったが、岐阜市での視察から委託の選択肢もある引き続きの議論を続ける。

遠隔授業については本市では様々な可能性が考えられる。市内ではおそらく 5G 回線が使えるため各学校間のタイムラグが起こらないまた、ネイティブの英語授業については効率よく授業展開を行える可能性や書道や教員の少ない教科や教師の働き方改革に資する授業数（中学校）は高等学校教育だけでない工夫を行える可能性がある。

自動運転バスについては冒頭の課題運転手不足は日本中同じくの課題であるが本市が実証プロジェクトを行っている SMI プロジェクトがより実用性の高いものになれば都市部中心市街地の運用で課題は山積しているが間違いなく全国でもトップクラスの事業となる。

議論を進めて何とか成功してほしい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

3 - 2